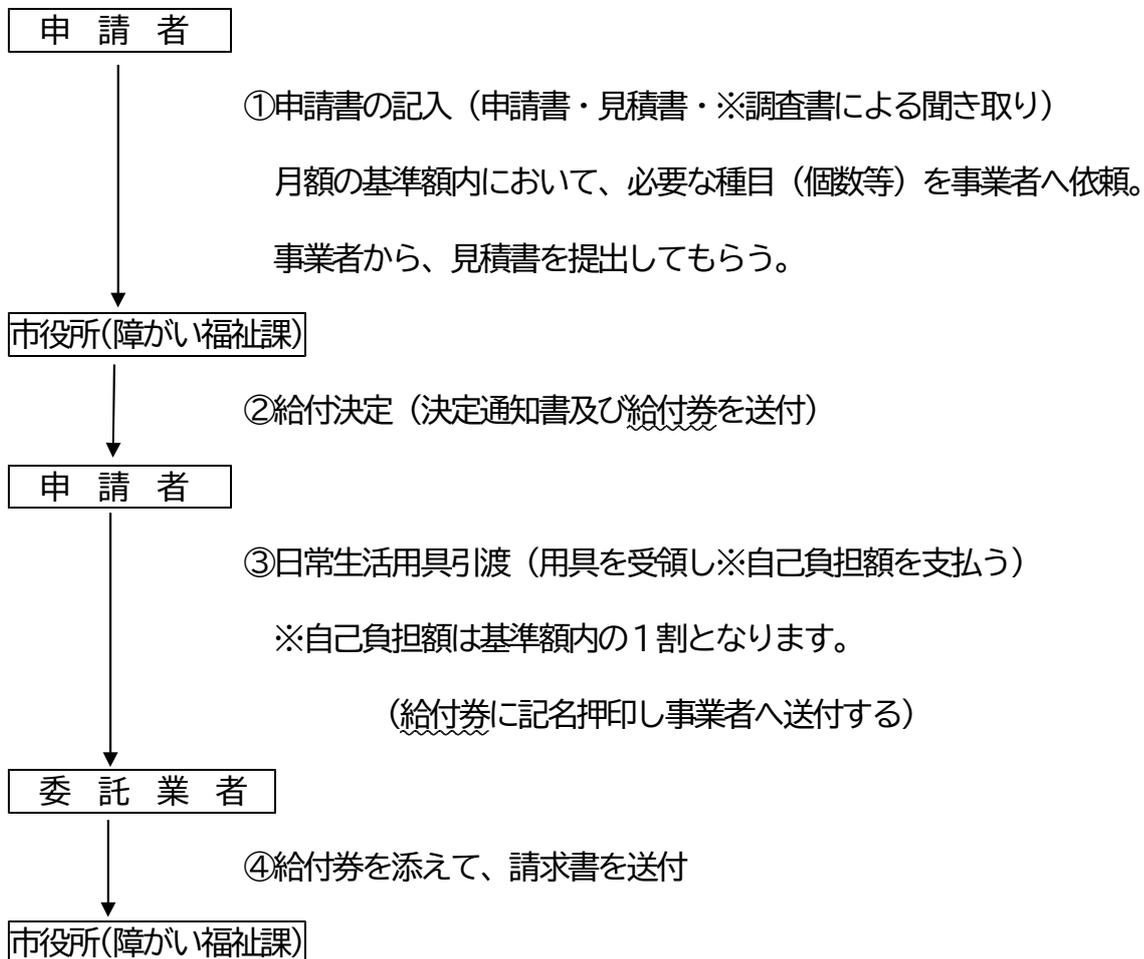


【日常生活用具給付案内】（精神障がい用）

種 目 (耐用年数)	障害及び程度	性 能 (基準額)
頭部保護帽 (3年)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障がい者(児)。又は、重度又は最重度の知的障がい者(児)若しくは精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する方	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの。 ア スポンジ及び革を主材料としているもの (基準額 15,200円) イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの (基準額 36,750円)

【日常生活用具の申請から給付まで】 申請に必要な物：精神手帳、個人番号カード



【申請先・問合せ先】

- 古河市総和福祉センター「健康の駅」障がい福祉課 Tel92-4919（直通）
- 総和庁舎：市民総合窓口課：Tel92-3111（代表）
- 古河庁舎：市民総合窓口室 Tel22-5111（代表）
- 三和庁舎：市民総合窓口室 Tel76-1511（代表）